

## 令和3年8月11日からの大雨による災害に係る中小企業への金融支援策及び事業者総合相談窓口の開設について

### 1 趣旨

国（経済産業省）は、令和3年8月11日からの大雨による災害の影響を受けている中小企業への資金繰り支援措置として、8月13日の災害救助法適用を受け、セーフティネット保証4号を適用することを決定した。

県では、県費預託融資制度において、セーフティネット保証4号の対象者として、市町長の認定を受けた中小企業を金融面から支援するため、緊急対応融資（セーフティネット資金（国指定））を設けている。

セーフティネット保証4号の適用は、近日中に行われる予定の官報での地域指定の告示後であるが、被災した事業者が、速やかに緊急対応融資（セーフティネット資金（国指定））を利用できるように、県においても8月14日に事業者総合相談窓口を設置し、事前相談に対応することとした。（緊急対応融資の相談を含む、事業者からの総合相談窓口として設置する。）

なお、県費預託融資制度では、災害によって影響を受けている中小企業者等を対象とした緊急対応融資（倒産防止等資金（県指定））を設けており、この資金は国の指定に関わらず、市町の認定（り災証明）により対応できる。

### 2 セーフティネット保証4号の指定地域（予定）

広島市（全区）、三次市、安芸高田市、山県郡北広島町

### 3 セーフティネット保証4号のポイント

県費預託融資制度の一般資金と比較し、貸付利率等が優遇される緊急対応融資（セーフティネット資金（国指定））の対象となる。

- ・貸付利率0.8～1.2%（一般資金の貸付利率1.5～1.9%）
- ・信用保証について、一般保証とは別枠の保証（無担保8千万円、普通2億円）が利用可能
- ・広島県信用保証協会の信用保証料率が一律0.7%

#### 【セーフティネット保証4号の対象要件】

次の要件のいずれも満たすことについて、市町長の認定を受けた中小企業者等

- ① 指定地域において1年以上継続して事業を行っていること。
- ② 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれること。

### 4 セーフティネット保証4号の認定書の発行

各市町中小企業支援担当課

### 5 事業者総合相談窓口

- (1) 設置日：令和3年8月14日（土）
- (2) 設置場所：広島県商工労働局経営革新課内
- (3) 電話番号：082-513-3321
- (4) 受付時間：8時30分～17時15分（8月16日（月）以降は原則、平日のみ）
- (5) 対応方法：電話対応にて受付